MH I 原子力研究開発株式会社 原子力事業者防災業務計画 <要旨>

2022年11月

MH I 原子力研究開発株式会社

原子力事業者防災業務計画の要旨

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第7条第1項の規定に基づき、MHI原子力研究開発株式会社(以下「当社」という。)の原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

主な変更内容は下記に示す通りです。

- (1) 警戒事態時及び特定事象発生時の当社防災組織本部名称を「防護活動本部」に統一。
- (2) 事象発生時の通報連絡体制図の体裁を見直し。
- (3) 事象発生時の通報連絡先から消防庁を削除(茨城県通知 原対第65号を反映)。
- (4) 事象発生時の通報連絡体制図に市町村の担当部名称を追記。
- (5) 事象発生時の通報連絡体制図に国土交通省組織名称変更を反映。
- (6) 副原子力防災管理者の代行順位を変更。
- (7) 原子力防災資機材の保管場所を明確化。
- (8) 緊急時対策所の備品を見直し。

1. 作成の目的

当社の原子力事業者防災業務計画は、当社における原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急 対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧 を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2. 作成/修正年月日

平成12年1	2月 8	日	作成	平成2	5年1	1月2	9日	第10回修正
平成13年	8月 3	日	第1回修正	平成2	8年	4月	1 目	第11回修正
平成14年	6月28	日	第2回修正	平成3	0年	1月1	8日	第12回修正
平成15年	7月 1	日	第3回修正	平成3	0年	4月2	5 目	第13回修正
平成16年	9月 2	日	第4回修正	平成3	0年1	0月	1 目	第14回修正
平成18年	4月 1	日	第5回修正	201	9年	8月	9日	第15回修正
平成19年	7月 1	日	第6回修正	202	0年	5月	1 目	第16回修正
平成22年	3月31	日	第7回修正	202	1年	4月	1 目	第17回修正
平成24年	2月 8	日	第8回修正	202	2年	1月	1 目	第18回修正
平成25年	3月18	日	第9回修正	202	2年1	1月2	1 目	第19回修正

3. 構成

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

第2節 定義

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

第5節 地域防災計画 (原子力災害対策編) の運用

第6節 原子力事業者防災業務計画の修正

第2章 原子力災害予防対策の実施

- 第1節 防災体制
- 第2節 原子力防災組織の運営
- 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備
- 第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備等の整備・点検
- 第6節 防災教育の実施
- 第7節 防災訓練の実施
- 第8節 関係機関との連携
- 第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動
- 第10節 事業所外運搬中の事故に対する予防対策

第3章 応急措置・緊急事態応急対策等の実施

- 第1節 通報及び連絡
- 第2節 応急措置の実施
- 第3節 緊急事態応急対策の実施

第4章 原子力災害事後対策の実施

- 第1節 当社の対策
- 第2節 原子力防災要員等の派遣等

第5章 他の原子力事業者等への協力及び連携

- 第1節 他の原子力事業者等への協力
- 第2節 原子力事業者間の連携措置

4. 主な内容

- (1) 原子力災害予防対策の実施
 - ① 態勢の区分

原子力災害(原子力災害が発生する蓋然性を含む。)の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力災害の情勢に応じて、態勢を警戒時態勢、施設敷地緊急時態勢及び全面緊急時態勢の3つに区分する。

② 原子力防災組織

当社に原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う原子力防災組織を設置する。

③ 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

社長は原子力防災管理者として原子力防災組織を統括管理する。また、複数の副原子力防災管理者は原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在時にはその職務を代行する。

④ 通報連絡体制の整備

原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため警戒時態勢、施設敷地緊急時態勢及び全面緊急時態勢時の通報連絡体制を整備しておく。

⑤ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、放射線測定設備(モニタリングポスト)を設置し、維持するとともに、 原子力防災資機材及び資料等を整備する。 ⑥ 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

原子力防災管理者は、緊急時対策所、放送装置を整備、点検する。また、緊急被ばく医療のための医療品の確保、応急設備の整備を行うと共に、放射線被ばく等による負傷者が発生した場合は、緊急被ばく医療に関する契約を締結した近隣医療機関に医療行為を依頼する。また、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、原子力防災資機材以外の防災資機材を備え付ける。

(7) 防災教育及び防災訓練の実施

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を修得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、防災教育及び防災訓練を実施する。

また、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとと もに、これに共催し、又は参加・協力することとし、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

⑧ 関係機関との連携

原子力防災管理者は、国及び地方公共団体並びに当社に関係ある防災関係機関等と平常時から 協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

⑨ 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、当社の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して広報 活動を行う。

⑩ 事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原子力防災管理者は、運搬に従事する従業員に対し、十分な教育・訓練を行うとともに、運搬 にあたっては、必要な要員を適切に配置し、また、事故時の措置を適切に取るために必要な体制 を整備する。

(2) 応急措置・緊急事態応急対策等の実施

① 通報及び連絡の実施

原子力防災管理者は、緊急事態(原子力災害対策指針に掲げる警戒事態、施設敷地緊急事態、 全面緊急事態をいい、その区分の考え方等を別表第1~3に示す。)の発生について通報を受け、 又は自ら発見したときは、関係機関に所定の様式によりファクシミリ装置を用いて一斉に送信す る。さらに送信した旨を電話で連絡する。

② 態勢発令時の対応

原子力防災管理者は、前項の事象について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに警戒 時態勢、施設敷地緊急時態勢又は全面緊急時態勢を発令する。また、原子力防災管理者は、態勢 発令後、原子力防災要員等を非常招集し、防護活動本部を設置するとともに、本部長として指揮 を行う。

③ 情報の収集と提供

発生事象の状況を把握するための情報を迅速かつ的確に収集し、社外関係機関に報告する。

④ 応急措置の実施

本部長は次の応急措置を実施する。

- a. 当社内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等(以下「避難者」という。)の避難誘導
- b. 当社内及び当社敷地周辺の放射線並びに放射能の測定等による放出予測及び放射能影響範囲 の推定
- c. オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において、周辺住民の避難等が必要であると 判断した場合の茨城県及び東海村への避難等の措置要請
- d. 負傷者及び被ばくを受けた者又は受けたおそれのある者の救出、応急措置の実施及び緊急被

ばく医療に関する契約を締結した初期被ばく医療機関、茨城県が設置する二次被ばく医療施設等への搬送

- e. 火災状況の把握と迅速な消火活動
- f. 社内での被ばくを極力少なくするための立ち入り禁止措置の実施及び放射性物質による汚染が確認された場合の拡大の防止と放射性物質の除去
- g. 避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価
- h. オフサイトセンターの運営開始までの状況に応じた現地広報場所の開設及びオフサイトセンターでの広報活動並びに報道機関への定期的広報発表
- i. 制御盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検による当社設備の状況把握及び 応急復旧計画の策定とそれに基づく復旧対策の実施
- j. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置
- k. 事業所外運搬中の事故に対する応急措置の実施及び現地要員の派遣等必要な措置
- 1. 関係機関の実施する緊急事態応急対策の準備が的確かつ円滑に実施されるための原子力防災 要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置
- ⑤ 緊急事態応急対策の実施
 - a. 全面緊急時態勢の発令

本部長は、原災法第15条第1項に定められた基準に至った場合は関係機関に通報すると ともに、全面緊急時態勢を発令する。

b. 応急措置の継続実施

本部長は、「④応急措置の実施」に定める応急措置を原子力緊急事態宣言が解除されるまでの間、継続して実施する。

c. 原子力防災要員等の派遣

本部長は、関係機関の実施する緊急事態応急対策のために原子力防災要員等を派遣する。

(3) 原子力災害事後対策

① 復旧対策の実施

本部長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、復旧計画を策定して関係機関に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

② 原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

原子力防災管理者は、関係機関の実施する原子力災害事後対策のために原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(4) 他の原子力事業者等への協力及び連携

原子力防災管理者は、他の原子力事業者の原子力事業所又は事業所外運搬で原子力災害が発生 した場合、当該事業者及び関係機関が実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に、 原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を他の原子力事業者との 連携の下で行う。

以上

別表第1 警戒事態の連絡基準

原子力災害対策指針を「指針」、また「指針」が示す緊急時活動レベルを「EAL」という。

77.4 70 7 1 2 3 1 2 1 3 1 3	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
EALの基準等	連絡基準
指針 警戒事態を判断するEAL①	・ 東海村において、震度6弱以上の地震の発生した場合。
当該原子力事業所所在市町村において、震	
度6弱以上の地震が発生した場合。	
指針 警戒事態を判断するEAL②	・ 茨城県を津波予報区とする大津波警報が発表された場
当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む	合。
津波予報区内において、大津波警報が発表	
された場合。	
指針 警戒事態を判断するEAL④	同左
オンサイト総括が警戒を必要と認める当	
該原子炉の運転等のための施設の重要な	
故障等が発生した場合。	
指針 警戒事態を判断するEAL⑤	同左
その他原子炉の運転等のための施設以外	
に起因する事象が原子炉の運転等のため	
の施設に影響を及ぼすおそれがあること	
を認知した場合など、委員長又は委員長代	
行が警戒本部の設置が必要と判断した場	
合。	

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

- ・原子力災害対策特別措置法施行令を、「政令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則を、「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令を、「計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令を、「外運搬通報省令」という。

EALの基準

政令第4条第4項第1号

第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。

政令第4条第1項

法第10条第1項の政令で定める基準は 5μ Sv/h の放射線量とする。

政令第4条第2項

法第10条第1項の規定による放射線量の検出は法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上になっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合及び原子力規制委員会規則で定める「原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められず、上記放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する」場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①

原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条 に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放 射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係 る場合を除く)。

通報基準

放射線測定設備で以下の放射線量が検出された場合。

- ・ $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上(モニタリングポスト 1 地点検出)。ただし、単位時間(2分以内のものに限る)ごとの測定値を 1 時間当たりの数値に換算。
- ・モニタリングポストによる測定値 が $1 \mu \text{Sv/h}$ 以上の場合、同地点で の可搬式中性子測定器による中性 子線を加算して $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上。

ただし、当該数値が落雷の時に検 出された場合及び原子力規制委員会 規則で定める「原子力規制委員会が 定める測定設備及び当該測定設備に より検出された数値に異常が認めら れず、上記放射線量以上のものとな っている原因を直ちに原子力規制委 員会に報告する」場合は、当該数値 は検出されなかったものとみなす。

政令第4条第4項第2号

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

第1項に規定する放射線量: 5 μ Sv/h

指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①

原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。

政令第4条第4項第3号

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等の ための施設の内部に設定された管理区域(その内部において 業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域と して原子力委員会規則で定める区域を言う。)外の場所(前号 に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は 放射性物質が原子力規制員会規則で定めるところにより検出 されたこと。

イ 50 μ Sv/h

ロ 当該場所における放射能水準が 5μ Sv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質

指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①

原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条 に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放 射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係 る場合を除く)。

通報基準

「当該原子力事業所における原子炉 の運転等のための施設の排気筒、排水 口その他これらに類する場所」とは、 燃料ホットラボ施設の排気筒をいう。

・燃料ホットラボ施設の排気筒において事業所境界の放射線量が1時間あたり 5μ Sv以上に相当する濃度(排気筒のガスモニタで500Bq/cm³*以上)が10分間以上継続して検出された場合。

*法定濃度限度 (0.1Bq/cc) に対して、排気筒高さ (40m) と敷地境界までの距離 (40m) に基づいた通報規則の別表の係数及び排気風量 (74,000m³/h) を用いて算出。

管理区域の外で以下の放射線量又 は放射性物質が検出された場合

- 5 0 μ Sv/h 以上(10分間以上継続)
- ・放射性物質の濃度が空気中の濃度 限度の50倍以上の値に達した時 (5μSv/hに相当する濃度)。
- ・放射線量又は放射性物質の濃度測 定が困難な場合、50μSv/h以上 (10分間以上継続)もしくは濃度 限度の50倍以上の値が検出され る蓋然性が高い場合。

政令第4条第4項第4号

事業所外運搬に使用する容器から 1m離れた場所で、100 μ Sv/h 以上の放射線量が原子力委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。

外運搬通報省令第2条第1項

政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に検出することとする。

外運搬通報省令第2条第2項

火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定に係らず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

外運搬通報省令第3条

政令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

政令第4条第4項第5号 通報規則第7条第1号表中ヌ原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL②

その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

政令第4条第4項第6号 通報規則第7条第2号

原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再 処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による 管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる 状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるこ と。

指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①

原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。

通報基準

- ・火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から 1m離れた場所で100 μ Sv/h以上の放射線量が検出された場合、又は放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 100μ Sv/h以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態である場合。
- ・事業所外運搬に使用する容器から 放射性物質の漏えい又は漏えいの 蓋然性が高い場合。(L型、IP-1 型を除く。)

・原子力防災管理者又は代行者が、破壊妨害行為等により使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると判断した場合。

・臨界警報装置3台のうち2台が発 報した場合。

- 原子力災害対策特別措置法施行令を、「政令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則を、「通報規 則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する 命令を、「計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令を、「外運搬通報省令」という。

政令第6条第3項第1号

法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 $5 \mu \text{Sv/h}$ (これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)。

指針 全面緊急事態を判断するEAL①

原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条 に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放 射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係 る場合を除く)。

政令第6条第4項第1号

政令第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会で定める基準以上の放射性物質が原子力委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

指針 全面緊急事態を判断するEAL①

原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。

政令第6条第3項第2号

法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

二 政令第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線 量5mSv/h

指針 全面緊急事態を判断するEAL①

原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。

通報基準

- ・ 5 μ Sv/h 以上(モニタリングポスト1 地点 1 0 分間以上継続)
- 5 μ Sv/h 以上(モニタリングポスト2地点以上検出)
- ・モニタリングポストによる測定値 が 1μ Sv/h 以上の場合、同地点で の可搬式中性子測定器による中性 子線を加算して 5μ Sv/h 以上(モニタリングポスト 1 地点 1 0 分間 以上継続、またはモニタリングポスト 2 地点以上検出)。

ただし、当該数値が落雷の影響を 受けた場合等を除く(別表第2に詳 細を記載)。

- ・燃料ホットラボ施設の排気筒において事業所境界の放射線量が1時間あたり 5μ Sv以上に相当する濃度(排気ガスモニタで500Bq/cm³*以上)が10分間以上継続して検出された場合。
- *法定濃度限度(0.1Bq/cc)に対して、 排気筒高さ(40m)と敷地境界ま での距離(40m)に基づいた通報 規則の別表の係数及び排気風量 (74,000m³/h)を用いて算出。
- ・管理区域の外で5mSv/h 以上の放射 線量が10分間以上継続して検出 されたとき又は検出される蓋然性 が高いとき。

政令第6条第4項第2号

政令第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が 500μ Sv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

限度の5000倍以上検出された 時(管理区域の外で500μSv/h以 上に相当する濃度)。

通報基準

放射性物質の濃度が空気中の濃度

指針 全面緊急事態を判断するEAL①

原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条 に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放 射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係 る場合を除く)。

政令第6条第3項第3号

法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

三 政令第6条第3項第3号 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h

外運搬通報省令第4条

政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の細目等を定める告示別表に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

・火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合(IP-1型、

IP-2型、IP-3型を除く。)。

された場合。

・事業所外運搬に使用する容器から

1 m離れた地点で10mSv/h以上の 放射線量が、火災、爆発その他これ

らに類する事象の発生の際に検出

政令第4条第4項第5号 通報規則第14条第1号ヌ 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉 の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放 射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出 されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋 内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

指針 全面緊急事態を判断するEAL②

その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が 原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあるこ と等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又 は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難 又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

政令第6条第4項第3号 通報規則第7条第2号

原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再 処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原 子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるこ と。 ・原子力防災管理者又は代行者が、破 壊妨害行為等により使用施設等の 安全を維持する機能に重大な不具 合を引き起こすような事象が発生 し、放射性物質又は放射線が放出さ れ、又は放出されるおそれがあると 判断した場合。

指針 全面緊急事態を判断するEAL①

同上

・臨界警報装置3台のうち2台が発報し、中性子測定用サーベイメータで中性子が継続して検出される場合。